

中高年雇用・福祉事業団の 労働者協同組合運動

富沢 賢治

- 1 問題の所在
- 2 事業団運動の労働者協同組合運動への発展
- 3 事業団運動の現状
- 4 課題と展望

1 問題の所在

中高年雇用・福祉事業団による労働者協同組合運動の生成経緯については、本特集号の内山論文において述べられているので、本稿では、事業団の現状、課題および展望を中心に考察する。しかしながら、事業団の現状、課題、展望についても、すでに町田隆男「中高年事業団の現状と課題——労働者協同組合の展望」（本誌、第382号、1990年9月）において詳細な分析がなされている。したがって、本稿では異なった分析視角から問題にアプローチすることによって、町田論文との重複をできるだけ避け、先行研究に付加しうる新しい成果を得たいと思う。

町田論文とその先行研究における主要な問題関心は、シルバー人材センターなどを含めた多様なタイプの高齢者事業団を高齢者就業問題の見地から考察することにある⁽¹⁾。これにたいして私の主要な問題関心は、労働運動の一形態としての労働者協同組合運動の意義にある。本稿の主要目的は、日本における労働者協同組合運動の中心をなす中高年雇用・福祉事業団の運動を国際比較の観点から考察し、事業団の運動がいかなる点で他国の労働者協同組合運動と共通性をもつかを分析することによって、労働者協同組合運動が労働運動の一環としていかなる意味をもつかという問題を解明しようとするものである。

広義の労働運動は労働者階級に支えられる諸運動の総体である。したがって、それは労働組合運

(1) 高齢化社会研究会「高齢者事業団アンケート調査報告」、大原社会問題研究所『研究資料月報』323・324号（1985年10・11月）、同「高齢者事業団の事例研究」『大原社会問題研究所雑誌』334・335号（1986年9・10月）、小林謙一「高齢者事業団の二つの類型」『経済志林』55巻2号（1987年8月）、高齢化社会研究会「高齢者事業団会員アンケート調査報告」『大原社会問題研究所雑誌』345・346号（1987年8・9月）、参照。その他に、事業団にかんする最近の事例調査研究として、協同総合研究所（準）の編集による『調査報告書・労働者協同組合および自主生産企業の実態』、協同総合研究所（準）、1990年11月、がある。

動、協同組合運動、政党運動、文化運動を含むものであるが、このような広義の労働運動のなかで労働者協同組合運動はいかなる位置を占め、いかなる意義を有しているのであろうか。この問題は労働運動の背景をなす最近の国際的状況の変化と密接に関連している。

資本主義諸国においては1970年代の中頃から経済面で大きな変化が見られた。すなわち、経済成長率が著しく低下し、高度成長の時代から低成長の時代へと移行したのである。それに伴って1980年前後から政治面でも大きな変化が生じ、サッチャー政権、レーガン政権、中曽根政権などの政策に典型的に見られるように、経済政策面では民营化方針が基軸とされ、社会政策面では福祉国家政策の見直しがなされるようになった。このような経済的・政治的变化のもとで、従来の高度経済成長と福祉国家政策のもとで展開されてきた労働運動も変容を迫られることになった。しかしながら、この経済的、政治的な状況の大きな変化にたいする労働運動側の対応は現在のところかならずしも十分でなく、運動面での停滞・後退現象が生じている。

また、社会主義諸国における官僚主義的な国家指導型計画経済運営の破綻を契機として、社会主義イデオロギーにもとづく労働運動にたいする評価も低下し、この面でも運動上の停滞・後退現象が生じている。

このような労働運動の一般的な停滞・後退という状況下で、70年代中頃から世界の多くの国で労働者協同組合運動が生成・発展しつつある¹²⁾。この運動は、国によって現れ方が異なり程度の差も大きい。一般的に述べるならば、今日の労働運動が抱える上記のような諸困難にたいしてつぎのような問題提起をしているように見える。

第1は、労働運動の活性化の問題である。労働運動の基本的原則は労働者階級の団結である。運動組織としては、広義の労働運動を構成する労働組合運動、協同組合運動、政党運動、文化運動のあいだの有機的関連を強化することが必要とされる。この有機的関連なしに運動をすすめるかぎり、それぞれの運動体はそれ自体が有する限界にぶつからざるをえない。各運動体が他の諸運動体にたいする十分な配慮をせず自己優先的に運動をすすめた結果、それぞれの固有の壁にぶつかっているというのが、今日の状況であるようにも見える。したがって、今日の状況を打破するためには、それぞれの運動がこの限界を認識して、相互の連帯を強化することが必要とされる。

労働者協同組合運動はその運動の固有の性質上、それ自体単独では存続・発展しえない。まず第1に、協同組合相互間の連携の形成と労働組合運動との協力関係の形成とが、労働者協同組合の経済的發展のための不可欠の条件となる。第2に、労働者協同組合のための法制面の整備などのために、政党との協力関係が必要となる。第3に、運動發展のために労働者教育をとりわけ重視する労働者協同組合運動にとって、教育運動などの文化運動との協力関係が必要とされる。

このために労働者協同組合運動はそれ自体の存続・發展のためにも、地域社会と全国の民主的諸組織との連携の強化に努力せざるをえない。このような意味で労働者協同組合運動は、労働運動の

¹²⁾ 富沢賢治・佐藤誠「イギリスの労働者協同組合運動」『経済研究』37巻1号（1986年1月）、富沢賢治「資本主義諸国における労働者協同組合運動」同上、38巻1号（1987年1月）、同「モンドラゴン協同組合運動の現状と評価」同上、39巻2号（1988年4月）、同「労働者協同組合の基本原則」同上、40巻2号（1989年4月）、同「スウェーデンにおける協同組合セクターの動向」同上、41巻4号（1990年10月）、参照。

諸組織のネットワークづくりのための一つの核となり、労働者階級の団結の強化と労働運動の活性化のための一契機となりうる。

労働者協同組合運動が労働運動の現況にたいして提起する第2の問題は、現在の社会主義運動の在り方にたいする反省と関連する。

社会主義を規定する不可欠の要因として、生産手段の社会化があげられる。生産手段の社会化の形態としては、国有化と協同組合化がある。したがって、社会主義の在り方としては、国家社会主義の他に協同社会主義がありうる⁽³⁾。最近、社会主義的経済運営と市場原理との背反性が問題とされているが、社会主義的経済運営と市場原理の活用とは常にかならず背反するとは言えない。国有化を基盤とする国家指導型計画経済のもとでは市場原理は有効に機能しえないが、協同組合化にもとづく経済運営は市場原理を基盤とせざるをえないのである。国有企業の民営化が今日の経済運営の趨勢となっているが、民営化の形態としては、私有化だけでなく、協同組合化があることが看過されてはならない。

社会主義を規定する要因としては、生産手段の社会化だけでなく、労働の社会化の側面が重視される必要がある⁽⁴⁾。資本の主導する労働の社会化は労働疎外の問題を伴うが、この労働疎外の問題を克服することが社会主義運動の基本目的の一つとされてきた。しかるに、国家社会主義のもとではこの労働疎外の問題が十全には克服されていないことが最近の社会主義諸国の実状から明らかにされている。これにたいして労働者協同組合運動においては、労働にもとづく人間発達が目指され、現に数々の事例においてこの面での成功例が見られる。労働者協同組合運動においては「資本が労働を用いるのではなく、労働が資本を用いる」ということが基本原則とされているが、このような原則にもとづいて労働者協同組合は、労働の協同化を図り、協同労働を通じての人間の多面的発達を保証しつつある。労働現場における人間的関係の実現とそれを通しての人間的な豊かさの育成は、労働者協同組合運動の基本的な目的の一つなのである。

これらの点において労働者協同組合運動は労働運動の現況にたいして重大な問題提起をしている。

しかしながら、資本主義的原理を基軸とする社会のなかで、この運動は存続・発展し続けることができるのであろうか。ここに最大の問題点がある。労働者協同組合運動の viability が今日問われていると言えよう。

上述のような問題視角から中高年雇用・福祉事業団の現状と課題と展望を考察することが本稿の課題である。

(3) この点は最近の経済学説史研究においても強調されている。例えば、植村邦彦『シュルツとマルクス——「近代」の自己認識』新評論、1990年、大野節夫「『資本論』の社会主義」『経済科学通信』66号（1991年5月）、参照。

(4) 富沢賢治『唯物史観と労働運動——マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』ミネルヴァ書房、1974年、参照。

2 事業団運動の労働者協同組合運動への発展

労働者協同組合運動は、一つの統一理念のもとに上から組織された運動ではなく、各国それぞれ異なる条件のもとで、いわば自然発生的なカタチで草の根運動における創意によってつくりあげられてきた運動である。したがって、国によって運動の名称も異なっている。しかしながら、運動の本質において国際的に共通するところがあるので、私はこれらの運動を労働者協同組合運動と総称することにしている。

労働者協同組合の本質は、その組織形態にある。労働者協同組合とは、なんらかの事業をしたいと思う人たちが集まって共同で出資し、その事業体のなかで働きつつ共同で管理・運営する協同組合のことである。事業は生産事業に限られない。どのような事業を営もうとも、その事業を営む人びとがその事業体の所有権と管理権を有し、かつ事業が協同組合原則にもとづいて運営されるかぎり、その事業体は労働者協同組合と称されうる。したがって、労働者協同組合のうちには、生産協同組合、サービス協同組合、あるいは文化事業を営む文化協同組合など、種々の事業を行う協同組合が含まれている。

労働者協同組合運動が国際的な規模で発展するのは、1970年代中頃以降である。労働者協同組合の世界会議も、1978年以来5年ごとに開かれている。この会議は国際協同組合同盟（ICA）の労働者生産協同組合専門委員会（CICOPA）が主催するもので、第1回会議（ローマ）、第2回会議（ワルシャワ）に引きつづき、1988年に第3回会議がパリで開かれている。

「参加的・民主的企業の未来」をテーマとするこのパリ会議には、同時期に開催されていたカルガリー冬季オリンピックへの参加国より4ヵ国多い62ヵ国から二百数十名の代表が参加し、運動の現状と課題について報告、討論した。日本からは中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会の代表4名と私が参加した。

大会の第1の特徴は、労働者協同組合運動が、資本主義諸国だけでなく、社会主義諸国や発展途上国においても発展していることが明らかにされたことである。大会の第2の特徴は、働く人たちによる民主的事業体づくりという課題にとって労働者協同組合という組織形態が有効であるという認識が広まったことである。第3の特徴は、労働者協同組合運動を発展させる条件が今日強まりつつあるということが認識されたことである。

大会後、事業団はCICOPAへの参加を決定し、労働者協同組合の国際的な運動に参列することになった。

事業団運動はどのような経緯を経て労働者協同組合運動へ発展していったのであろうか。事業面から見て事業団運動が労働者協同組合運動へ発展せざるをえない必然性については、すでに町田論文が実証研究にもとづいて考察している⁵⁾。本稿では、事業団運動の労働者協同組合運動への運動理念面での発展過程を事業団の「七つの原則」の変遷を中心に考察することにしよう。この作業は

⁵⁾ 町田隆男「中高年事業団の現状と課題——労働者協同組合の展望」『大原社会問題研究所雑誌』382号（1990年9月）、24-25、34-35ページ、参照。

事業団運動の自己規定（CI）の変遷過程をみることによって、今日の事業団運動の本質を解明する試みでもある。

事業団は、失業者、不安定就労者、失業対策事業に従事する労働者を中心とする全日自労建設一般労働組合のイニシアティブでつくられた組織である。

事業団運動を生み出す直接的契機となったのは、1971年の失対事業への新規就労の打ち切りであった。新規就労停止という労働省の政策にたいして、全日自労は地域の失業者を広く結集して「失業者に仕事を保障せよ」という就労闘争を展開した。この闘争の過程において、地方自治体が仕事を出し、その仕事の管理・運営は労働者がやるという「事業団方式」が生み出されていった。兵庫県西宮市と京都市における事業団の設立（1972年）を皮切りにして、その後、事業団づくりの運動が全国各地に拡大した。

このようにして生み出された事業団運動を発展させる主要因をなしたのは、「民主的改革路線」への全日自労の取組みであった。「失対事業を町と市民に役立つものにしよう」という提案は、すでに1967年に三重県松阪分会でなされていた。この路線転換は当初多くの組合幹部や活動家からはげしく批判されたが、やがて松阪分会で承認され実行に移された。失対就労者自身が「町と市民に役立つ事業」の考え方をもって、市民の要望を調査し、それを事業計画にもりこみ、職場編成もみずからの手で実行していった。その結果、運動にたいする市民の支持も強化されていった。このような実践が積み重ねられて、「町と市民に役立つ失対事業」という構想は、10年後の1977年、全日自労第81回中央委員会で「民主的革命路線」として一般化されるにいたった。

「町と市民に役立つ事業」というこの考え方は、後に「よい仕事」として事業団運動の基本原則の核心をなすようになる。「町と市民に役立つ事業」「よい仕事」は、労働者協同組合運動の国際的な基本原則の核心をなす「社会的有用労働」と同じ概念であるという点で、注目される必要がある。すなわち、1970年代中頃以降、世界の各地でそれぞれ異なる条件のもとにおいていわば自然発生的に形成されていった労働者の自主事業の多くは、労働者が資本を用いる企業、すなわち「資本が労働を用いるのではなく、労働が資本を用いる」企業として形成されるなかで、労働を第一義的に重視する企業として育っていった。この場合、労働の第一義性とは、①組織原則としては「資本が労働を用いるのではなく、労働が資本を用いる企業」、労働者が主人公である企業であること、②運営原則としては、対外的には、「社会に役立つ労働」「社会的有用労働」（より積極的表現としては「社会をよくする労働」「社会変革労働」）、対内的には、「人間発達に役立つ労働」として、労働が重視されることを意味している。このような原則にもとづく企業が、世界各地で異なる名称（日本の場合は「事業団」）のもとで、労働者協同組合としての共通性を内包しつつ発展していったのである。したがって、これらの自然発生的な労働者企業が労働者協同組合として自己認識するに至る過程が、国際比較の観点から、また労働運動の社会的法則性の解明という観点から、社会科学的に意味のある研究対象とされるのである。

1979年9月の「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」の結成により、事業団運動は全国的に統一された運動となった。事業団運動のナショナルセンターの設立に伴って組織統一の基礎をなす事業団運動の理念の明確化が必要とされ、運動理念がつぎの「七つの原則」に集約された。

「1. 良い仕事をやり、地域住民、国民の要求と信頼にこたえる事業をおこないます。

2. 自主、民主、公開の原則を確立し、経営能力をたかめます。
3. 労働者の生活と権利の保障をはかります。
4. 労働組合のはたす重要な役割を認識し、組合活動を保障します。
5. 団員の教育・学習活動を重視します。
6. 地域の住民運動の発展と結合してとりくみます。
7. 全国的視点にたち、力を合わせて発展させます。」

全国組織の結成と運動理念の明確化はその後の事業団運動を格段に発展させる大きな契機となった。

事業団運動の労働者協同組合運動への発展にとって次の画期をなしたのは、1982年の「直轄事業団」の設立であった。直轄事業団は、全国協議会本部自身が運動・組織・経営のすべてに責任を負う事業団であり、その目的は、①全国各地の事業団の模範となる事業団をつくる、②全国各地の事業団のための人材研修センターとする、③事業団運動の全国的展開のための財政基盤をつくる、というものであった。このモデル事業団はその後全国各地に設立され、それ自体が大きく発展するとともに、地域の既存の事業団（失対事業団、高齢者事業団、中高年事業団）との提携を強化することによって、全国の事業団運動の発展に大きな貢献をした。

初期の直轄事業団は病院のメンテナンスを主な仕事としたが、これを契機にして全国の事業団もビルメンテナンスの事業など民間からの仕事の受注を急速に拡大し、事業種目は、草刈りや道路清掃、公園管理、軽土木など、それまでの自治体関係の仕事から、民間の仕事へと大きく拡大していった。民間市場への進出は、事業団運動にかかわる労働者層をも拡大することになった。事業団運動は、失業者の就労確保だけでなく、不安定就労者の生活向上をも自らの課題として掲げることにより、その運動範囲を拡大することになったのである。

このような発展をもたらした基本的契機は「七つの原則」にもとづく事業運営であった。すでに述べたように、事業団運動の活動内容と活動原則は、70年代以来西欧諸国で発達しつつある労働者協同組合運動の活動内容と活動原則に共通するものを持っている。この点を自覚した全国協議会は、イタリア、イギリスへの調査団派遣を含む国際的な調査を行い、事業団運動を労働者協同組合運動としてさらに純化する方向に向かった。すなわち、事業団運動の国際的普遍性（労働者協同組合運動としての一般性）を自覚した全国協議会は、1986年の第7回総会で、「事業団は労働者協同組合をめざす」という構想を明確にし、同時に「全国協議会」を「全国連合会」へと組織的に発展させることを決定した。その結果、組織名称は「中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会」と改称され、「七つの原則」はつぎのように改められた。

- 「1. 良い仕事をやり、『町づくり』に貢献する事業をおこないます。
2. 団員の自発性を基礎に自主・民主・公開の原則を守り、民主的運営を貫き、経営能力を高めます。
3. 『協同組合原則』を守り、労働者の生活と権利の保障をはかります。
4. 労働組合の重要性を認め、協力・共同を進めます。
5. 団員の教育・学習活動を強めます。
6. 協同組合運動・地域住民運動等との提携を強めます。

7. 全国的観点にたち、全国連合会を強化し、力を合わせて運動を発展させます。」

旧原則に比べると、この新原則の最大の特徴点は、第3項目に「『協同組合原則』を守り」、第6項目に「協同組合運動」という言葉を挿入することによって、事業団運動の基本的性格を労働者主体の協同組合運動としてとらえかえしているところにみられる。

全日自労の「事業団運動」という特殊な性格をもつ運動が労働者を主体とする「協同組合運動」という、より一般的な性格をもつ運動としてとらえかえられることによって、その後、事業団運動の活動範囲がさらに一層拡大することになった。事業団は、対内的には自己組織の協同組合的再編成に努め、対外的には各種の協同組合に「協同組合間の協同」と「協同組合セクターの拡大強化」を呼びかけていった。その結果、とりわけ生活協同組合運動との提携が格段に進み、事業面での発展に結実した。生産・サービス機能を担う協同組合と流通・消費面を担う協同組合との提携がスタートしたのである。

1982年当初、団員19人、事業高600万円からスタートした直轄事業団は、その後、生協との提携事業などを広めることによって、5年後の87年には団員400人、事業高8億円に達した。自治体から受注する仕事の割合は減少し、民間受注の仕事が全体の事業高の9割強を占めるようになった。直轄事業団と地域事業団との結合も進められていった。87年12月には直轄事業団と東京事業団とが結合し、それを契機に直轄事業団は「センター事業団」と改称され、16都道府県、37事業所、団員700人、事業高18億円の組織に拡大していった。

全国連合会は、連合会参加の事業団の団員が4,600人、事業高が70億円に達した1990年、第11回総会において団員5万人、事業高1,000億円をめざす「第1次5ヵ年計画」を決定した。そして、この計画を達成するためには全国の事業団が労働者協同組合として名実ともに自己変革していく必要があるとして、全国連合会は1年間の検討を経たうえ1991年5月の第12回総会において、「これまでの『七つの原則』が主として運営原則であったものから、労働者協同組合の基本原則（案）として発展させ」る必要があると述べ（『第12回定期全国総会議案書』、10ページ）、「七つの原則」を労働者協同組合的の基本原則として改訂することを提議した。第12回総会で提案され、1年間の全国討議のあと全団員投票にかけ1992年の第13回総会で決定されるという、その新原則（案）はつぎのようである。

- 「1. 徹底民主主義と協同責任の実行を通じて、労働者が主人公となる新しい協同組合運動をつくります。（徹底民主主義と労働者が主人公の原則）
2. 雇われ者根性を克服し、よい仕事を行い、まちづくりに貢献します。（よい仕事の原則）
3. 赤字を絶対に出さず、事業計画にもとづいて仕事を拡大し、経営を強めて、労働と生活の向上につとめます。（経営強化の原則）
4. 『自立と協同と愛』の人間発達の立場に立ち、労働と学習・教育を通じて成長します。（変革と協同と愛の原則）
5. 全国的観点を不断に強め、変革の立場に立って労働者協同組合運動と協同組合運動を発展させます。（変革と協同運動の原則）
6. 労働組合との連帯を重視し、広く社会運動と結合して、労働者・市民が主人公となる企業・地域・社会をつくります。（労働組合・社会運動との連帯の原則）

7. 国際連帯を強め、人類の危機を克服する運動と事業を進めます。（国際連帯の原則）

この新原則（案）は、事業団運動の実践にもとづいて作成されただけでなく、国際協同組合同盟の協同組合6原則、モンドラゴン協同組合運動の10原則などに示される労働者協同組合の基本原則⁽⁶⁾などを十分に検討したうえで作成された原則であるという点で、国際的な協同組合運動の実践に根差したものである。内容的に見ても、この新原則（案）は、事業団運動にだけあてはまる特殊な原則ではなく、世界のどの国の労働者協同組合運動にもあてはまる普遍的な原則となっている。それだけでなく、「人間発達」を原則として明確化した点では、国際的な先駆性をも示している。

事業団運動は、その運動の実践のなかから「労働者が企業の主人公になる」「徹底民主主義」「よい仕事」「自立と協同と愛の人づくり」という「四つのキーワード」を生み出し、それを実践面での指針として常に重視してきた。そして、それらを核心として新原則（案）を作成していった。これらのキーワードは一見、事業団運動が特殊な歴史的諸条件のもとで生み出していった事業団に独自のキーワードであるように見える。しかしながら、その内容を国際比較の観点から検討すれば、それらが労働者協同組合運動一般に通ずる普遍的な原理を表現していることがわかる。

事業団運動はその初期の頃から「雇われ者根性の克服」を運動面での核心的なスローガンとしてきたが、それをさらに発展させた表現が「労働者が企業の主人公になる」である。このような見地から、事業団運動は労働者協同組合運動を「労働者が企業の主人公になる運動」と規定するに至ったが、この規定は内容的に国際的な規定と共通している。イギリスの学者C. コーンフォースは、労働者協同組合が多様であることからその規定も一様ではないと指摘して、つぎのように述べている。「労働者協同組合に唯一の定義はない。だが、ほとんどの定義の要点は、つぎのようである。労働者協同組合とは、そこで働く従業員が、完全に、あるいは主として所有し管理している企業である。資本が労働を用いるのではなく、労働が資本を用いるべきだ、というのが原則である」⁽⁷⁾。すなわち、労働者協同組合とは、その形態から見れば、そこで働く人びとが所有し管理する企業であり、その内容あるいは原理から見れば、労働者が主人公として資本を用いている協同組合企業である、と言える。モンドラゴン協同組合の基本原則は「労働主権」（「労働の優位性」）と「社会変革」を基軸に構成されているが、「労働主権」とは「労働者が主人公である」ことの抽象的表現として理解されうる。

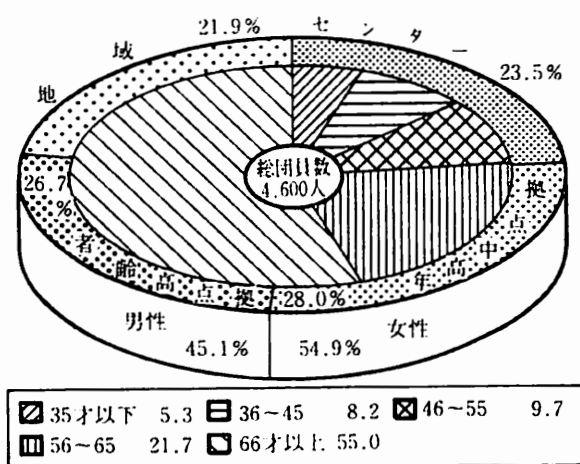
「徹底民主主義」は「労働者が主人公である」ことの系である。企業において労働者が主人公であるためには、単に企業組織において民主主義制度が確立されるだけでなく、企業運営のあらゆるレベルで労働者参加が徹底されていなければならない。モンドラゴン協同組合の10原則において「民主的組織」（第2原則）のほかに「管理への参加」（第5原則）が強調されているのは、このためである。また、国際協同組合同盟の『マルクス報告』（1988年）において、協同組合の基本的価値として「参加」と「民主主義の徹底」が強調されているのも、この点に関係している。

また、すでに述べたように、「よい仕事」は「社会的有用労働」として、「自立と協同と愛の人づ

(6) 詳細については富沢賢治「労働者協同組合の基本原則」前掲、参照。

(7) Cornforth, C., *An Introduction to Workers' Co-operatives in the U. K.*, Milton Keynes : Co-operatives Research Unit, Open University, 1982.p. 2.

図1 団員組織構成



〔出所〕中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会「躍動人」1991年1月、15ページ。

表1 事業収入詳細

	センター	拠点中高年	拠点高齢者	地 域	合 計
官 公 庁	36.0%	60.1%	71.6%	55.1%	3,682,615
民 間	64.0%	39.9%	28.4%	44.9%	3,352,050
ビルメン	49.2%	17.7%	21.5%	16.5%	2,129,409
緑 化	29.4%	20.4%	59.2%	31.6%	2,247,221
リサイクル		5.3%		1.4%	133,637
福 祉	3.9%	4.4%		2.9%	229,897
生 協	10.8%	17.5%		8.6%	964,680
そ の 他	6.7%	34.6%	19.3%	38.9%	1,529,821
合 計	2,682,966	2,312,879	1,237,070	801,750	7,034,665

〔出所〕同上「躍動人」15ページ。

数は4,600人（図1）、総事業高は70億円（表1）である⁽⁸⁾。

そのうちセンター事業団は、図2に見るように急速な発展を示している。

事業運営の特徴はつぎの点に見られる。

労働者協同組合とは労働者が所有する企業である。労働者が所有する企業とは、労働者が出資する企業である。事業団の場合、出資による自己資本の拡大が第1の特徴をなす。センター事業団を例にとると、一年間の就労後、一口5万円の出資金を添えて申込みことによって、正団員（出資組合員）となる。さらに、賃金の2ヵ月分を目標とする増資がはかられている。出資以外では、後述

くり」は「労働を通ずる人間発達」として、労働者協同組合運動の特徴を表現するうえで、国際的普遍性を有している。

こうして、1991年の新原則（案）が策定された時点において、事業団運動はすくなくとも運動理念のうえでは労働者協同組合運動に純化したといえよう。

3 事業団運動の現状

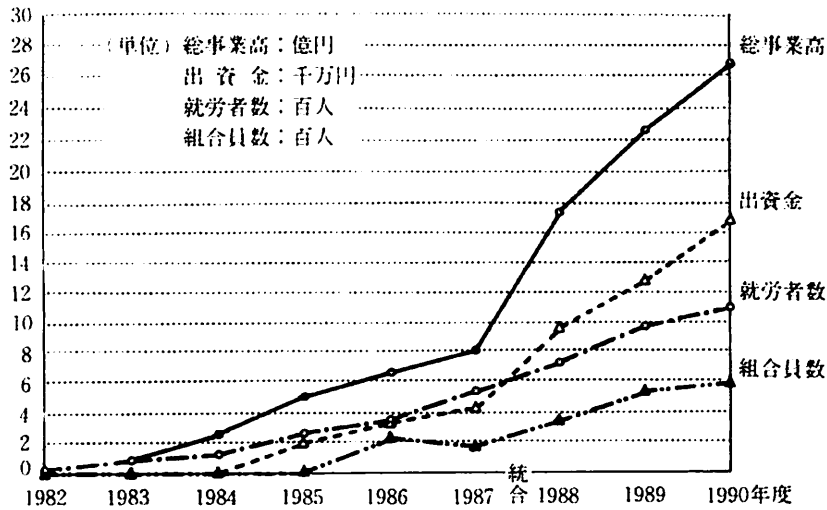
1991年5月現在、事業団総数は118で、そのうち全国連合加盟の事業団は79である。その内訳は、センター事業団が1、中高年事業団が56で多数を占め、65歳以上の高齢者の比率が高い高齢者事業団が8、失対出身者が団員のほとんどを占める全県一本の失対高齢者事業団が10、その他が4である⁽⁹⁾。

センター事業団を含む55の事業団を調査した全国連合会の1989年度集計によると、団員総

(8) 中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会「事業団一覧」1991年5月、参照。

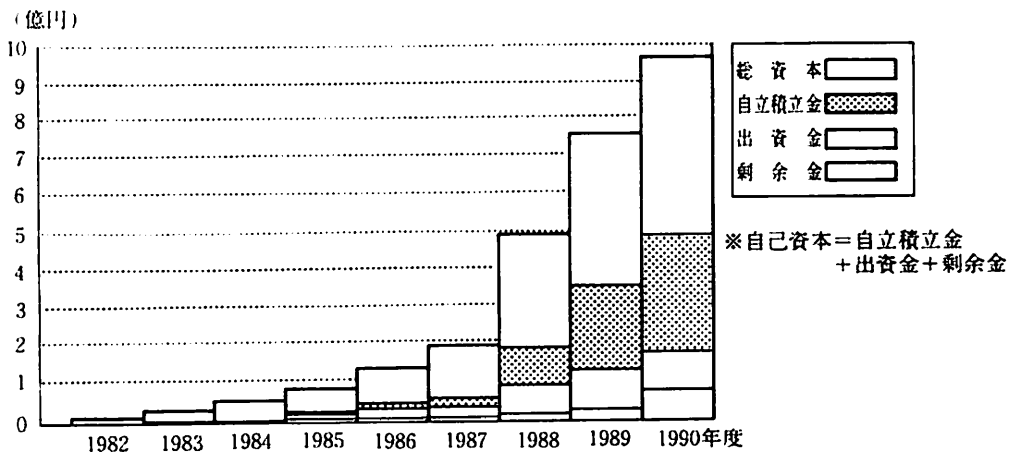
(9) 事業団の経営分析については、「仕事の発見」13号（1989年12月）の特集「労働者協同組合の経営をめぐる」の諸論文、および山口孝「事業団の公表会計の在り方と経営状態について——経営分析的アプローチ」『仕事の発見』17号（1991年2月）、参照。

図2 発展めざましいセンター事業団（推移表）



〔出所〕 同上『躍動人』16ページ。

図3 センター事業団による自己資本の構成推移



〔出所〕 同上『躍動人』16ページ。

する「自立積立金」や利益の繰り越しによって、自己資本の拡大を進めている。その結果、図3に見るように、自己資本が急速に増大している。自己資本が多く外部資本が少ないということは、外部からの企業支配力の可能性が小さいことを意味する。

労働者協同組合とは労働者が管理する企業である。この点にかんして事業団で強調されているのは、①事業計画など企業の基本方針の決定、②事業計画の遂行、③実現した剰余の配分の決定、④役員の選出に、団員一人ひとりが責任をもって参加することである。事業団ではこれが「徹底民主主義」の最低要件とされている。このような制度的保障のもとで、日常的事業運営で特に強調されるのは、「徹底した討論→各団員の納得→自発的活動→雇われ者根性の克服→経営能力の向上」であり、このようなプロセスが「徹底民主主義」の内容をなしている。これが第2の特徴である。

労働者協同組合では、労働者が企業の管理者であるだけでなく、協同労働のもとではあるが、みずからの労働の管理者でもあらねばならない。労働を自己のものとすることは、個人的には労働疎外の克服と労働にもとづく人間発達に通じ、組織全体の問題としては労働者の潜在能力の実現によ

る生産力の向上を意味している。このような観点から、事業団においては事業活動を通ずる人間発達が常に重視されている¹⁰⁾。これが第3の特徴をなす。

第4の特徴は、「赤字を絶対に出さず、利益を労働者への還元と組合発展のための資金にまわす」という考え方を基本とする健全経営の強調である。ビルのメンテナンスを基準としたセンター事業団の場合は、原価率75%にするとともに、労働者への利益還元として「労働配当」を3%、組合発展のための「自立積立金」を5%とするなどの経営指標にもとづいて、事業を運営している。「自立積立金」は、モンドラゴン協同組合の経験に学びセンター事業団が独自につくりだした制度で、組合員の持分が認められた企業積立金である。

すでに述べたように、労働者協同組合運動の2大特徴として、「労働者が主人公となる企業運営」と「社会変革」があげられる。新原則（案）では、最初の3原則が「労働者が主人公となる企業運営」にかかわり、人間発達にかんする第4原則をはさみ、最後の3原則が「社会変革」にかかわっている。

上述の事業運営上の特徴は「労働者が主人公となる企業運営」という問題に関連するものであった。「労働者が主人公となる企業運営」が「社会変革」と適切に結びつくためには、さらに階級的観点、全国的観点、国際的観点が必要とされる。

事業団のイニシアティブによって最近設立された協同総合研究所は、「労働者が主人公となる企業運営」と「社会変革」をどのように結びつけるかという問題を解明するうえで、有効な機能をはたしうる組織である。

事業団は協同の運動に関心をもつ全国各地の組織と個人に呼びかけ実行委員会を構成し、87年に「いま『協同』を問うブレ集会」、89年に「いま『協同』を問う5月集会」、90年に「いま『協同』を問う11月集会」を開催し、協同の運動に関心をもつ人びとの相互交流をはかってきた。また、同趣旨の協同集会在地域別、産業別にも開かれてきた。このような運動エネルギーを基盤に1991年3月に協同総合研究所が設立されたのである。その目的と立場は「協同総合研究所5つの原則」においてつぎのように述べられている。

- 「1. 世界的連帯の立場に立って人類存亡の危機を克服する方向を究明します。(人類的見地の原則)
 2. 協同を誠実につきつめ、金力・権力の支配する社会を変革するための研究活動を進めます。(変革の立場の原則)
 3. 協同の変革の根本として『自立と協同と愛』の人間発達を追求します。(人間発達重視の原則)
 4. 実践家と研究者が連帯して、労働者協同組合と協同運動が直面する実践的・理論的課題に取り組みます。(実践と研究の結合の原則)
 5. 団体、個人の出資にもとづく文化・研究協同組合として、自立した研究を進めるとともに、社会的な協同研究の要求に応じて経営的にも自立を達成します。(自立の原則)」
- こうして事業団運動は1991年の段階で、経済活動の実践組織のほかに研究組織をも確立した。さ

(10) その事例としては、田中羊子「『労働者が主人公』への歩み」『仕事の発見』14号(1990年3月)、参照。

らに全国連合会は現在、三重県に用地を確保し92年度に「協同組合学園」を設立する準備を進めている。土木科、経理事務科、介護サービス科などからなる職業訓練学校を併設するとともに、協同組合運動の後継者を大量に養成することが、その目的とされている。これが実現されるならば、事業団運動は、実践組織、研究組織とともに教育組織をも持つことになる。

4 課題と展望

国際協同組合同盟の第27回大会（1980年）の一般報告「西暦2000年における協同組合」（レイドロー報告）によれば、今日の協同組合運動が取り組むべき基本的課題は、つぎのようである¹¹⁾。

①財の生産とサービスの提供においては労働者協同組合の普及をはかり、②流通、消費の分野では「社会の保護者をめざす協同組合」としての消費生協を強化する。③このようなかたちで、生産から消費にいたる各種協同組合のネットワークをつくり、協同組合セクターを拡大強化することによって地域社会を活性化し、国際経済を民主化し、④世界の飢餓問題を解決する。

現在、世界の多くの協同組合がこのような構想のもとで運動をすすめている。労働者協同組合の普及は上記の構想を実現させるための第一条件をなしている。バランスのとれた協同組合セクターの形成にとって、労働者協同組合の発展は不可欠である。

事業団の全国連合会はレイドロー報告の提起する課題を真正面から受けとめ、上述の四大課題を達成する方向で運動を進めている。

「労働者協同組合の普及」という第1課題にかんしては、事業団運動の労働者協同組合運動への発展をはかるとともに、他の諸組織とともに労働者協同組合グループを結成し、その拡大強化をはかっている。事業団運動の発展に伴って、労働者協同組合運動にたいする社会的認識も、10年前のほぼゼロに等しい状態からかなりの程度高まっている。第2課題にかんしては、事業団運動の生協運動との提携の進化につれて、生協運動内においてもレイドロー構想の重要性にたいする認識が深まっている。

第3課題にかんしては、名古屋や長野など、いくつかの地域において事業団や生協を中軸にして協同をめざす諸組織の提携が進展しつつある。

第4課題にかんしては、協同運動にかかわる世界の諸組織の代表者を前述の協同集会に招待するなどして、国際的連携を深めつつある。

協同組合間協同はこのようなかたちで進展しつつある。しかしながら、協同組合運動が上述の四大課題を達成するためには、また労働者協同組合運動がさらに発展するためには、第1節「問題の所在」で述べた広義の労働運動の支援が不可欠である。しかしながら、労働者協同組合運動にたいする労働組合運動、政党運動、文化運動の支援は現在のところ不十分と言わざるをえない。

事業団運動と文化協同組合運動との協力関係の進展、協同総合研究所への学者の結集など、労働者協同組合運動にたいする文化運動の支援はある程度進みつつあるが、労働組合運動、政党運動に

¹¹⁾ 日本協同組合学会（訳・編）『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社、1989年、第5章「将来の選択」、参照。

たいする働きかけはまだ見るべき成果をあげていない⁽¹²⁾。労働者協同組合運動にたいする労働組合、労働者政党の支援は、イギリス、イタリア、スウェーデンなどのヨーロッパ諸国においては進展しつつあるが、日本ではまだほとんど進んでいない。労働者協同組合運動と労働組合運動の協力関係が明確にならないかぎり、政党としての態度表明も明確にならないであろうという事情を考慮するならば、この点にかんする今日の最大の課題は、労働者協同組合運動と労働組合運動との協力関係の確立である。この課題を達成するためには、労働者協同組合運動と労働組合運動との関係についての理論的研究を深めるとともに、労働者協同組合運動の有効性を実践面でも実証する必要がある⁽¹³⁾。

全国連合会は90年5月の第11回総会で組合員5万人、事業高1,000億円の労働者協同組合づくりをめざす「第1次中期（5ヵ年）計画」を決定した。その目標は、①量的には、5万人、1,000億円を達成することによって、広範囲の産業・業種に労働者協同組合を普及する基礎をつくること、②質的には、労働者協同組合の原則を全団員のものにして、すべての事業団が労働者協同組合としての質を獲得することである。この中期計画の核心は「労働者協同組合が日本のような発達した資本主義国でも可能であり、その社会や労働者にとってどれほど積極的な意味があるものかを事実で示すもの」とされている⁽¹⁴⁾。

『第12回定期全国総会議案書』（1991年5月）によると、中期計画第1年度の経過と総括はつぎのようである。

1. 量的・質的发展。センター事業団と拠点事業団で新たな飛躍が見られた。センター事業団は1年間に13億円を拡大し、年間事業高41億円の規模に達した。質的な面では、労働者協同組合の基本原則（案）がつくられた。

2. 事業の複合化・総合化と全国共通2大テーマの取組み。生協提携事業が約10億円拡大した。ビルメン事業では、清掃からビルの総合管理にいたる事業の総合化の努力が進められた。造園・緑化・土木事業でも公園の総合管理などが拡大した。「ごみ・資源リサイクル」と「高齢者問題（高齢者生協づくり）」を全国共通テーマとして、行政と協同組合が提携する領域（公・協コンプレックスの領域）をつくる努力をした⁽¹⁵⁾。

3. 公的就労保障の要求。失対事業就労者は1990年4月現在で約11,000人であるが、労働省は労相の諮問機関「失業対策制度調査研究会」の報告（1990年11月）にもとづき、95年度末で失対事業を廃止する方針を取っている。これにたいして事業団全国連合会は、失対事業就労者の就労を保障する立場から、90年の第11回総会で「仲間の仕事と生活を守りぬき、新しい公的就労保障への道を切り開こう」と題する「90年検討を前にした提案」を決定した。それは、労働者協同組合を通じた

(12) 文化協同組合運動については『文化協同研究情報』誌と『INFORMATION 文化協同』誌、参照。

(13) 理論的研究としては、芝田進午「協同組合運動と労働運動」『生活協同組合研究』100号（1984年4月）、黒川俊雄「労働組合運動と労働者協同組合」『三田学会雑誌』78巻6号（1986年2月）、富沢賢治（編）『労働と生活』世界書院、1987年、参照。

(14) 中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会『第12回定期全国総会議案書』1991年5月、7ページ。

(15) 労働者協同組合運動と公・協コンプレックスとの関係については、富沢賢治「協同組合セクターと公・協コンプレックス——労働者協同組合運動の事例に即して」『労働者福祉研究』33号（1991年5月）、参照。

新しい公的就労保障を要求するものであった。すなわち、現行制度である「高齢者就業機会開発事業」の第1部門であるシルバー人材センターが「生きがい事業」として位置づけられているのに対して、第2部門である任意就労制度を生活上働かざるをえない高齢者のための就労対策部門として制度化し、高齢者がつくる協同組合（高齢者協同組合）にたいして国と自治体が一定期間補助することを要求するものであった¹⁴⁶。この政策に関連して、全国連合会は「高齢者協同組合」の発展のほかに「高齢者生協」の確立に努力している。高齢者生協とは、高齢者とその家族が出資し組合員となり、協同して医療や福祉のサービスを向上させようとする組織である。これらの政策の基礎をなすのは、高齢化社会のもとで高齢者の「働く権利」と「生きる権利」を確立しようとする姿勢である。それはまた、「死ぬまで助け合う」という全日自労の伝統を労働者協同組合構想を基本に現実化しようとするものである。

4. 労働者協同組合グループと協同の広がり。労働者協同組合グループの主要団体の一つである東芝アンベックスが8年間の争議のあと90年12月に勝利を内容とする和解を実現し、労働組合による自主生産組織から自立的組織への転換をはかりつつある。また、協同運動の発展にとって大きな意義を有する協同総合研究所が設立された。

5. 連合会の組織整備。労働者協同組合の基本原則（案）の検討とあいまって、労働者協同組合運動の発展に照応した組織整備と機関運営がはかられてきた。

全国連合会の常任理事である菅野正純氏は、私の要望に応じて「私たちがとらえている事業団・労働者協同組合運動の現段階と展望」（1991年5月21日）と題する小稿を本稿作成の素材として書いてくださったが、そこで事業展開の展望にかんしてつぎのように述べている。

「事業展開の重点は、具体的には、次のような分野に求められています。①生協提携業務：物流センター業務の大規模化とトータルな流通、地域協同への展開、②総合ビルメンテナンスから営繕・建築へ、病院総合メンテナンスから地域医療・福祉ネットワークづくりの提携へ、③造園・緑化・除草・清掃から総合管理、市民のための公園設計・施工へ、④ゴミ選別から、廃棄物の総合処理・管理、地域資源リサイクルシステムづくりへ、⑤高齢者生協と地域・福祉ネットワークづくりの結合、など。」

そして中期計画実現の展望にかんして、つぎのように述べている。

「『1,000億円、5万人』の目標は、事業の質的な展開・飛躍なしには達成できないものです。その

¹⁴⁶ この「90年検討を前にした提案」にたいして全日自労建設一般労働組合の中央執行委員会は、この提案が全日自労の「全国の各組織に不必要な不統一をつくり出し、全国統一闘争を弱め、大会決定と要求実現に否定的影響を与えるものである」として批判したうえで、「今回の事態をつくりだしている背景には、事業団運動のすすめかたについて、労働者協同組合運動からの立場と、労働組合の立場からの位置付けと、運動のありかたの問題、事業団全国連合会と、建設一般全日自労との組織的關係等、明確にすべき問題が、未解決のままになっていることに、それがあのように思われるので、引き続き私たちの検討課題として、論議を深め、今回のような事態解決のため努力します」と述べている（第131回中央執行委員会「事業団全国連合会の『提案』に対する中央執行委員会の態度と見解について」1990年8月）。この問題に端的に現れているように、労働組合運動と労働者協同組合運動との関係を解明して両者の協力関係を強化することが、今日の大きな課題となっている。

展開を、総会議案は、①『事業の高度化・複合化・総合化』に求めています。それは、労働主体の側から見れば、自らの仕事＝労働の『高度化・複合化・総合化』に他なりません。私なりにこれをさらに敷衍してみますと、②労働の知識化・人間化・システム化に近づくことであり、③コミュニティ労働、地域協同ネットワークの中の労働として根付いていくことであると考えます。」

運動発展のために「事業の高度化・複合化・総合化」をはかるということは、課題設定それ自体としては正しいが、達成が困難な課題でもある。この課題を実現させるためには、事業団自体の努力が必要であることは言うまでもないが、それとともに外的条件の整備が必要とされる。第1節「問題の所在」においても述べたように、労働者協同組合運動はその運動の固有の性質上、それ自体単独では存続・発展しえない。それゆえ、それ自体の存続・発展のためにも、地域社会と全国の民主的諸組織との連携の強化に努力せざるをえない。日本における労働者協同組合運動の発展の展望は、この連携の進展如何にかかっていると言えよう。

(とみざわ・けんじ 一橋大学経済研究所教授)

日本労働研究雑誌

1991年8月号

定価 800円 年間 9,600円(千共)

■特集 家庭と両立する仕事

■提言 「ふつうの」組織への憧憬

稲上 毅

■論文

人口少産化の背景とその展望

阿藤 誠

女性のキャリアとこれからの働き方—仕事と家庭のダブルバインドを超えて

今田 幸子

共働き家庭のライフスタイル

菅原真理子

個人生活とゆとり

—仕事・家庭・地域社会のバランスの上に立つ個人を求めて

藤村 博之

■座談会

育児休業制度をめぐる諸問題 奥山 明良・袖井 孝子・藤井 良治・仁田 道夫

■書評 戸塚秀夫・兵藤 釗編『労使関係の転換と選択』

橋本 俊詔

■海外労働事情 フランス/外国人労働者の生活実態

平山 卓

■資料 J I L労働文献目録

日本労働研究機構

東京都港区芝公園1-7-6(中退金ビル) ☎03-5470-4034(出版課)